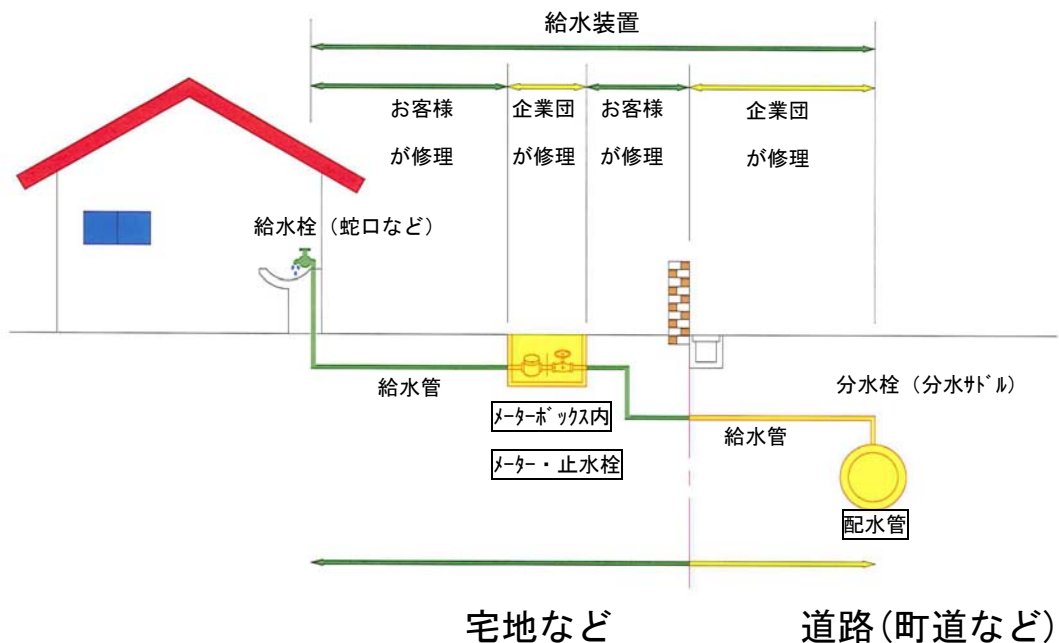


○ 給水装置（給水管）の管理区分について



- ・ 道路などに埋設してある配水管から分岐して、各家庭まで引込まれた分水栓、給水管、止水栓、水道メーター、給水栓などを総称して**給水装置**と呼びます。
 - ・ 水道メーターおよびメーターボックス(企業団指定のユニットタイプに限る) 以外は**お客様の財産**となります。したがって、給水装置の修理や取替えなどにかかる費用はお客様の負担となります。
 - ・ 修理などの工事については、企業団が指定している給水装置工事事業者に依頼してください。ただし、道路部分にある給水装置の漏水については、二次災害が起きる可能性があることから、企業団の負担で修理していますので、道路上での漏水などについては企業団にご連絡ください。
- また、メーターボックス(ユニットタイプ)内での漏水についても企業団が修理します。